

2022年12月11日

会員様各位

ANTI AGING BANK
総支配人 工藤 幸一郎

会員規約改訂のお知らせ

平素はアンチエイジングバンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。
この度、会員規約「(禁止事項)第16条」を一部改訂致しましたのでお知らせ致します。つきましては2023年1月1日付で改訂致します。改訂後の規約は下記よりご確認お願い致します。

記

【改定内容】

(禁止事項) 第16条

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて次の行為をしてはいけません。法人は、次の行為を行った当該会員を除名し、本クラブの利用契約を解除することができます。

- (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本クラブ、法人を誹謗、中傷すること。SNS・ブログ等インターネットでの誹謗中傷行為を含む。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (11) 他の方に対して、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
- (12) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。なお、所持品の管理は、自らの責任で行うこと。
- (13) 本クラブ内の秩序を乱す行為。
- (14) その他、法人が会員としてふさわしくないと認める行為。

以上